



熊本県公報

第13347号
令和6年(2024年)
7月12日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 5
○道路の供用開始	(道路保全課) 6
○道路の供用開始	(〃) 7
○道路の供用開始	(〃) 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 8
○道路の区域変更	(道路保全課) 8
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 9
○公共測量の実施	(監理課) 9
○公共測量の実施	(〃) 9
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 9
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ること	
がでる精神科病院の認定	(障がい者支援課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 10
○換地計画の決定	(農地整備課) 10
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 10
○県営土地改良事業計画の変更	(〃) 10
登 載 依 頼	
○労働関係調整法第10条の規定によるあっせん員候補者	(労働委員会) 11
○令和6年度(2024年度)第1回熊本県人権施策・啓発推進委員会	
の開催	(人権施策・啓発推進委員会) 12
○第1回県立高等学校あり方検討会の開催	(県立高等学校あり方検討会) 12

告 示

熊本県告示第657号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字水越字鍬鶴1107番12、
字馬立1118番4、1148番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍬鶴1107番12・字馬立1148番(以上2筆について次の図に示す部分

に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第658号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草市（次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
天草市（次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第659号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第660号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1
- (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2
- (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 潮害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3
- (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4
- (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第661号

平成20年（2008年）3月28日熊本県告示第248号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
穴の口	玉名市天水町小天	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上有所	玉名市天水町小天	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第662号

平成25年（2013年）3月22日熊本県告示第258号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大園-6	玉名市横島町大園	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小清水-3	玉東町白木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
北の辺田-1	南関町下坂下	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
北の辺田-2	南関町下坂下	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

（別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第663号

平成26年（2014年）4月22日熊本県告示第419号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐ノ平(唐ノ平I)-1	玉名市安楽寺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第664号

平成27年（2015年）3月20日熊本県告示第267号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北開	南関町関外目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
受地-1	南関町豊永	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
城尾	南関町久重	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第665号

平成28年(2016年)3月25日熊本県告示第367号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西安寺1-1	玉東町西安寺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第666号

平成30年(2018年)6月15日熊本県告示第489号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小清水-1	玉東町白木	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小清水-2	玉東町白木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第667号

令和6年(2024年)1月9日熊本県告示第10号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下川後田3	荒尾市荒尾	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第668号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別

警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下川後田3	荒尾市荒尾	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
唐ノ平(唐ノ平1)-1	玉名市安楽寺	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大園-6	玉名市横島町大園	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
穴の口	玉名市天水町小天	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上有所	玉名市天水町小天	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小清水-1	玉東町白木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小清水-2	玉東町白木	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小清水-3	玉東町白木	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
西安寺1-1	玉東町西安寺	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
北開	南関町関外目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
北の辺田-1	南関町下坂下	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
北の辺田-2	南関町下坂下	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
受地-1	南関町豊永	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
城尾	南関町久重	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

（別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字前湯 2990番133地先から 同所	79.4	活力創出 基盤交付金

		2978番地先まで	
2	供用を開始する期日	令和6年（2024年）7月12日	

熊本県告示670号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等				
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	龍ヶ岳御 所浦線	天草市御所浦町御所浦字古屋敷 3 8 8 1 番 4 地先から 同所 3 8 8 1 番 1 9 地先まで	15.0	単道改

2	供用を開始する期日	令和6年（2024年）7月12日
---	-----------	------------------

熊本県告示671号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年（2024年）7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等				
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字鶴地 4 2 2 8 番 1 地先から 同所 4 1 6 0 番 1 地先まで	173.8	道路整備 事業
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町坂本字鶴地 4 1 4 9 番 4 地先から 同所 4 6 9 1 番 1 地先まで	484.0	

2	供用を開始する期日	令和6年（2024年）7月15日
---	-----------	------------------

熊本県告示第672号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーション六花 合志市須屋字群窪269 5番地114	株式会社SPATA 山鹿市方保田3473番 地1 古閑 尚志	居宅介護、重度訪問 介護	令和6年（2024年）7 月1日

熊本県告示第673号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別

警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
飛田1丁目	熊本市北区飛田1丁目、 熊本市北区飛田2丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
那知2	熊本市北区植木町那知、 熊本市北区植木町円台寺	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
円台寺3	熊本市北区植木町那知、 熊本市北区植木町滴水、 熊本市北区植木町円台寺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水字下八町	前	12.8 ～ 13.1	22.7	廃道処分
		2175番3地先から 同所				
		2175番3地先まで	後	11.3 ～ 11.6	22.7	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）7月12日

公 告

熊本県公告第440号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 八代市松江本町2番53号
- 2 築造者の氏名 有限会社進栄商事
- 3 道路の位置 山鹿市川端町502番4
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.03メートル
- 5 道路の延長 36.32メートル
- 6 指定年月日 令和6年（2024年）6月26日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第88号

熊本県公告第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により法務省熊本地方司法局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業）	令和6年（2024年） 7月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで	上益城郡益城町大字宮園 及び木山の一部並びに辻 の城

熊本県公告第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（用地測量）	令和6年（2024年） 5月30日から 令和7年（2025年） 1月31日まで	菊池郡大津町大字杉水、 合志市竹迫、幾久富

熊本県公告第443号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第95号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	県営鏡町塩浜地区	平成25年（2013年）5月23日	令和4年（2022年）11月30日	熊本県

熊本県公告第444号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として次のとおり認めた。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
-------	--------	--------

希望ヶ丘病院	上益城郡御船町豊秋154 0番地	令和6年(2024年)7月1日から 令和9年(2027年)6月30 日まで
--------	---------------------	---

熊本県公告第445号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1648番37の一部
335.02平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1410番地1ル・プティ・ボヌール205号
齋藤 聖彦

熊本県公告第446号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町吉富字北原2238番1、同2238番4の一部及び同2238番5
8,395.22平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志713番地18
株式会社アイシン商事

熊本県公告第447号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営天草中央北地区（大島換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 縦覧の期間 令和6年（2024年）7月15日から
令和6年（2024年）8月9日まで

2 縦覧の場所 天草市役所

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第448号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営両出地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営両出地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

2 縦覧期間
令和6年（2024年）7月16日から令和6年（2024年）8月13日まで

3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営両出地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営両出地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年（2024年）7月16日から令和6年（2024年）8月13日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

登 載 依 頼

熊本県労働委員会告示第5号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりである。

令和6年（2024年）7月12日

熊本県労働委員会会長 村田 晃一

氏 名	現 職
村 田 晃 一	熊本県労働委員会会長 弁 護 士
紺 屋 博 昭	熊本県労働委員会会長代理 熊本大学大学院人文科学研究部教授
山 村 康 一	熊本県労働委員会公益委員 弁 護 士
坂 田 敦 子	熊本県労働委員会公益委員 尚綱大学生生活科学部教授
丸 住 朋 枝	熊本県労働委員会公益委員 弁 護 士
木 村 光 伸	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部執行委員長
小 材 和 博	熊本県労働委員会労働者委員 電機連合熊本地方協議会議長
園 田 立 児	熊本県労働委員会労働者委員 熊本県電力総連会長
西 広 継	熊本県労働委員会労働者委員 U A ゼンセン熊本県支部支部長
森 田 操	熊本県労働委員会労働者委員 情報労連熊本県協議会事務局長
岩 永 秀 則	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
坂 本 ミ オ	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社C S プランニング取締役
松 内 隆 典	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社熊本放送取締役ラジオ局長
永 田 佳 子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社くまもとK D S グループ代表取締役
小 田 俊 一 郎	熊本県労働委員会使用者委員 肥後オフィスビジネス株式会社取締役執行役員総務本部長
木 村 和 子	熊本県労働委員会事務局長
守 屋 芳 裕	熊本県労働委員会事務局審査調整課長

熊本県人権施策・啓発推進委員会公告第1号

令和6年度(2024年度)第1回熊本県人権施策・啓発推進委員会を、次のとおり開催する。

令和6年(2024年)7月12日

熊本県人権施策・啓発推進委員会

- 1 開催日時
令和6年(2024年)7月19日(金)午前10時～
- 2 開催場所
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題
(1)熊本県人権教育・啓発基本計画第5次改定について
(2)その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続き
傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

県立高等学校あり方検討会公告第1号

第1回県立高等学校あり方検討会を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)7月12日

県立高等学校あり方検討会会長

- 1 開催日時
令和6年(2024年)7月16日(火)
午前10時00分から正午まで(終了時間は予定)
- 2 会場
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県防災センター1階 101・102会議室
- 3 議事
(1)あり方提言に基づく魅力化の取組の検証について
(2)県立高等学校の魅力化に関するアンケート結果について
(3)県立高等学校の現状・課題等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、午前9時30分から午前9時50分まで、当該会議の会場前にいて受付の上、事務局の指示に従い、会場に入室することができる。
(2)傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- 6 非公開の案件
「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準のAに該当する場合、一部非公開となることがある。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県立高等学校あり方検討会事務局
(熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課高校魅力化推進室)
電話：096-333-2684